

# 西予市社会体育施設等の使用料減免についてのご案内

令和6年4月1日より、西予市社会体育施設等の使用料減免の取り扱いが変わります。

## どう変わるの？

社会体育施設等の使用料は、基準を満たすことで減免することができますが、「だれが使う？」そして「どんな使い方をする？」といった使用者、使用内容によって使用料を減免できるか判断する市内社会体育施設等共通の基準を設けます。これまで使用料が減額・免除になっていた団体についても、使用内容によっては使用料をいただく可能性もございます。予めご了承ください。

## どんな利用が減免になるの？

### 【全額減免】

- ①市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催又は共催事業での利用
- ②市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校による教育活動又は保育活動のための利用
- ③自治会等の地域団体による地域活動のための利用  
地域団体とは・・・自治会(区、組、区長会、団体連絡協議会)、西予市地域づくり組織
- ④裏面に記載の減免対象団体による団体本来の活動のための利用

### 【2/3減免】

- ①総合型スポーツクラブ加盟団体による団体本来の活動による利用

### 【1/2減免】

- ①市又は市教育委員会が後援する活動による利用
- ②裏面に記載の減免対象団体による、販売行為や入場料等の徴収を行う利用(非営利活動)
- ③スポーツ協会又は文化協会加盟団体による団体本来の活動による利用

## 以下の利用内容では、減免はできません。

- ①個人の利用(趣味活動、冠婚葬祭、同窓会など)
- ②宴席の利用(慰労、懇親会など)
- ③減免対象団体の団体本来の活動以外による利用

## 使用料金は変わるの？

使用料金の変更はありません。詳細については、市のホームページでご確認ください。

ホームページアドレス

[https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/seisaku\\_kikaku/machi/supobun/shinseisho\\_1/14240.html](https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/seisaku_kikaku/machi/supobun/shinseisho_1/14240.html)



裏面に記載のない団体又は個人による利用のうち、以下の利用については、割増料金として1時間あたり2倍の料金となります。※乙亥会館は、市外利用2倍、市外営利は4倍の料金となります。営利を目的(営利活動)とする販売、展示、実演等を行う利用、又はその他営利活動につながる利用(職員研修、商品及び企業説明会等)

皆様のご理解とご協力をお願いします。  
西予市政策企画部まちづくり推進課(スポーツ文化振興係)  
☎0894-62-6403

裏に続く→

詳しくは別紙フロー図をご確認ください。

ご自身の団体及び使用したい内容がどういった料金区分になるか、別紙「社会体育施設等使用料減免対象フロー図」にてまとめております。ご確認ください。

### 減免対象団体一覧

団体区分	団体名
法令等に基づき活動する団体	社会福祉協議会、民生児童委員、更生保護協会(更生保護女性会)、老人クラブ、消防団(水防団含む)、財産区交通安全協会、交番・駐在所連絡協議会、人権擁護委員協議会、土地改良区、保護司会
市が活動を助成(支援)する団体	観光協会、文化協会、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、婦人会、壮年会、青年団、ボーイスカウト、青少年補導委員会、食生活改善推進協議会、結婚推進委員会、中山間直接支払制度地区集落協定、多面的機能支払い交付金活動組織、南予用水組合、捕獲隊、青年農業者連絡協議会、人権対策協議会、人権教育協議会、林業研究グループ、遺族会、身体障害者協会、土地改良協会、明るい選挙推進協議会、野村地域教育活性化協議会、林業研究グループ、一般社団法人西予市移住定住交流センター、西予市移住交流促進協議会、生活研究協議会、認定農業者協議会、農業支援センター
市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校の教育及び保育活動に寄与する団体	PTA、緑の少年団、おやじの会、愛護班、保護者会、地域移行した部活動
住民自治団体	自主防災組織、防災士連絡協議会
青少年健全育成	スポーツ協会、スポーツクラブ、文化協会に加盟する高校生以下の団体、地域移行した部活動及び中学校が認めた部活動の地域移行を目指す団体に限る

※減免団体は上記の限りではありません。その他の団体で減免が必要な場合はご相談ください。

施設予約方法は、市のホームページでご確認ください。

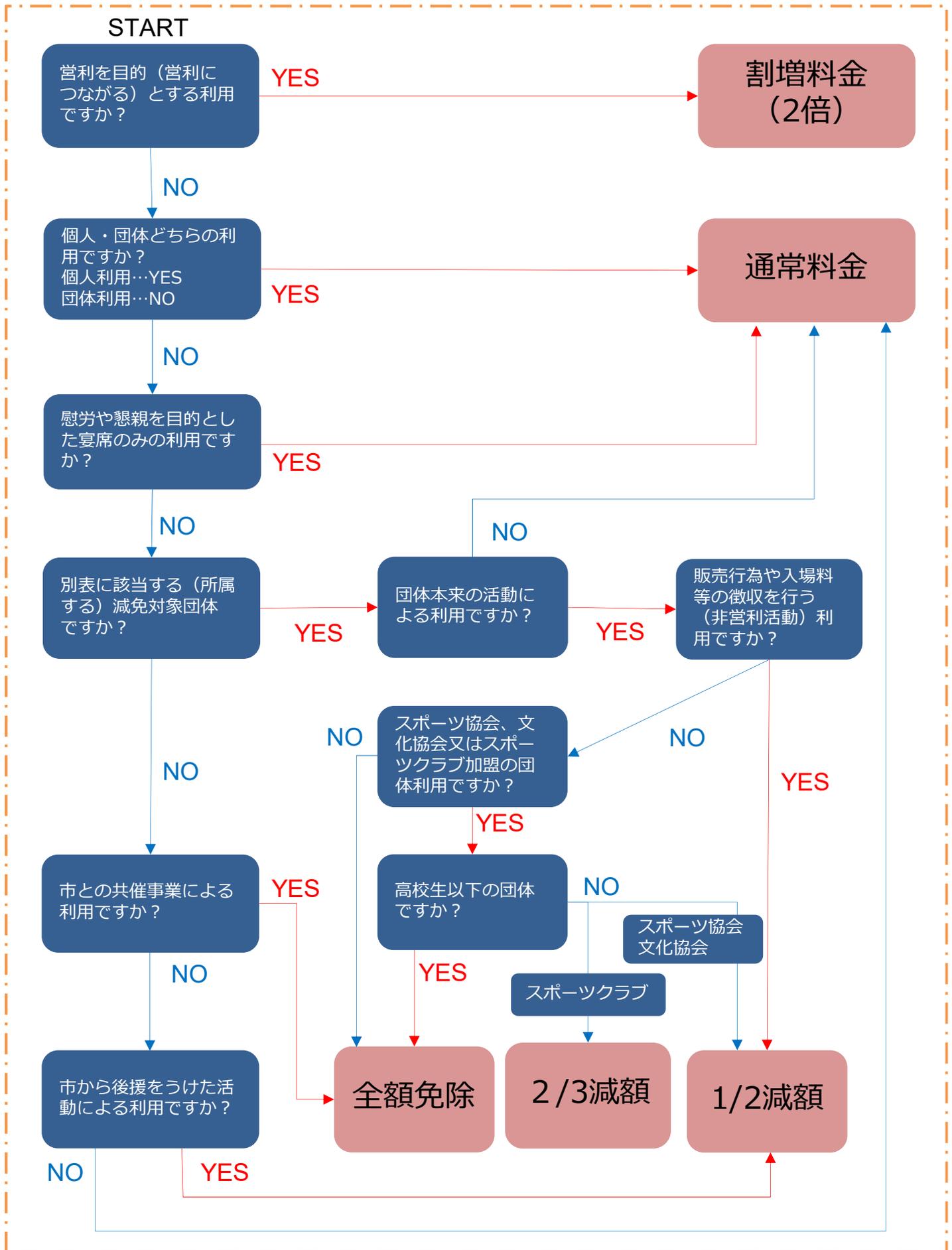
ホームページアドレス

[https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/seisaku\\_kikaku/machi/supobun/shinseisho\\_1/14240.html](https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/seisaku_kikaku/machi/supobun/shinseisho_1/14240.html)



皆様のご理解とご協力をお願いします。  
西予市政策企画部まちづくり推進課(スポーツ文化振興係)  
☎0894-62-6403

## 社会体育施設等使用料減免対象フロー図



## ■営利目的とは

販売等を目的とする者やその事業者の利用、又は入場料、受講料を徴収し生業としている者の利用